

「福祉・介護人材確保対策に関する説明会」における質問に対する回答

介護未経験者確保等助成金について、病棟勤務経験のある看護師を訪問看護事業所で採用したときは対象になりますか？

(回答)

介護関係施設での看護職に従事した経験がある方は原則支給対象外となりますが、介護関係業務を行っていない医療機関で看護職に従事されていた方であれば支給対象となります。

介護未経験者確保等助成金について、助成対象となる労働者数は法人職員の総数によるとの説明でしたが、助成対象期間は法人内の各事業所ごとの雇入れ日と考えて良いのでしょうか？

A施設で4月1日が起算日となった場合、B施設での雇入れはその6ヶ月以内である場合が対象でしょうか。

(回答)

ご質問のとおりのお返事となります。法人内における最初の介護未経験者をA施設で4月1日に雇い入れた場合、その6ヵ月後の9月末日までに同じ法人内で雇い入れた(A施設以外の施設での雇い入れを含む)介護未経験者が支給対象となります。もちろん、法人全体における雇用保険被保険者数に応じた範囲内での助成となります。

ただし、4月1日の雇い入れであっても、例えばその法人の賃金の締め日が毎月20日であった場合は、第1期支給対象期間(助成対象期間)が10月20日までとなるため、10月20日までに雇い入れた介護未経験者が支給対象となります。なお、この場合の支給申請期間は10月21日～11月20日となります。

介護未経験者確保等助成金について、「雇用保険一般被保険者(短時間労働者を除く)として雇い入れた場合」とありますが、社会保険に加入していなければならない(雇用保険のみではダメ)と解釈してよいのでしょうか？

(回答)

所定労働時間に関してですと、一般的に週30時間以上の場合は雇用保険も社会保険も加入要件に該当してきますが、社会保険の加入要件はほかにもあり、所定労働時間だけで加入義務の有無を判断することはできません(詳細は社会保険事務所にお問合せください)。したがって、介護未経験者確保等助成金の支給要

件の中に「社会保険に加入しなければならない」という項目はありません。

しかし、社会保険の加入義務を全て満たしているのであれば、助成金申請の有無にかかわらず、必ず加入してください。